

三浦市議会基本条例運用基準

第2章 市民と議会に関すること

- 1 第3条第1項により公開する会議は、本会議、委員会及び全員協議会とする。
- 2 公開する会議の傍聴に関することは、三浦市議会傍聴規則（平成4年三浦市議会告示第4号）、三浦市議会委員会傍聴規程（平成26年三浦市議会告示甲第3号）及び三浦市議会全員協議会規程（平成26年三浦市議会告示甲第4号）第5条第2項に定める。
- 3 第3条第2項の議会が発行する広報紙については、三浦市議会だより発行規程（昭和62年三浦市議会告示第2号）に定める。
- 4 第3条第4項の公聴会及び参考人については、三浦市議会会議規則（昭和46年三浦市議会告示第1号）第77条の2から第77条の8まで及び第128条から第131条までに定める。
- 5 第3条第5項の請願の提出及び処理については、三浦市議会会議規則第132条から第138条までに定める。

また、陳情の提出及び処理については、三浦市議会会議規則第139条及び陳情書処理規程（昭和30年三浦市議会告示第3号）に定める。

- 6 第3条第6項の議会報告会については、次のとおりとする。ただし、これによりがたい特別な事情がある場合は、議会運営委員会で協議し、決定する。
 - (1) 毎年度1回以上開催する。
 - (2) 三崎、初声及び南下浦の3地区で開催する。
 - (3) 開催日、班編成、担当地区及び開催テーマについては、議会運営委員会で協議し、決定する。
 - (4) 全議員を班に分け、各班が1地区を担当する。
 - (5) 班編成後、各班で班代表者並びに報告会での司会者、報告者、記録者等の役割分担をするとともに、担当地区における実施会場を協議し、決定する。
 - (6) 各班は、報告会に関する事前準備、当日の運営及び開催結果の取りまとめを行う。
 - (7) 報告会の次第、報告する内容、使用する資料、市民への周知方法等については、議会運営委員会で協議し、決定する。
 - (8) 使用する資料の提供を行政に求める場合は、文書により、議長が

行う。

- (9) 市民への報告会の周知は、議会が発行する広報紙及び議会のウェブサイトへの掲載により行う。また、議会運営委員会が議長に申し出、承認を得ることにより、他の手段による周知も行うことができる。
- (10) 報告会の開催については、市民への周知を徹底するよう努める。
- (11) 報告会開催時は、次の点に留意する。
 - ア 多くの市民が発言できるよう配慮する。
 - イ 発言する議員が偏らないよう心掛ける。
- (12) 報告会終了後は、議会運営委員会で各会場の開催結果について報告を受け、総括を行う。
- (13) 報告会の開催結果は、議会が発行する広報紙及び議会のウェブサイトに掲載する。

第3章 議会活動及び議員活動に関すること

1 第4条第2項の政策討論会については、次のとおりとする。

- (1) 構成は、全議員とする。
- (2) 座長及び副座長を置く。座長は議長とし、副座長は副議長とする。座長が討論会を招集し、主宰する。
- (3) 討論会の議事決定及び運営等は、議会運営委員会が行う。
- (4) 討論会で議題にしようとする案件がある場合は、会派にあっては当該会派の代表者が取りまとめ、議長に議題を申し入れ、会派に属さない者にあつては、議長に議題を申し入れ、議長が議会運営委員会へ提出する。
- (5) 討論会の議題は、(4)により提出された議題をもって議会運営委員会において協議し、決定する。
- (6) 討論会においては、議題の提出議員がその概要を説明する。この場合において、提供資料がある場合は、提出議員が適宜準備する。
- (7) 討論会は、原則公開とする。
- (8) 討論会の記録は、職員において要点記録する。
- (9) その他必要な事項は、議会運営委員会で協議し、議長が定める。

2 第4条第3項の議員間の討議は、委員が委員会開会前又は開会中に委員長に申し出て、委員長が必要と認めた場合に行う。なお、開会中にあつては、委員長が委員に討議の実施を促すことができる。

議員間討議の終結については、三浦市議会会議規則第115条の規定を準

用する。

- 3 第4条第4項の委員会の審査においては、質疑及び議員間の討議がより深まり、審査に有効であると委員会が判断した場合は、プロジェクター等の機器の使用ができるものとする。
- 4 第4条第5項の懇談会を開催する場合は、議長から懇談の相手方に依頼を行う。
- 5 第5条第3項の会派の結成、変更及び解散並びに議員が会派に入会又は退会するときの手続は、原則次のとおりとする。
 - (1) 会派を結成するときは、会派代表者は会派結成届を、会派に所属する議員は会派所属届を議長に提出する。
 - (2) 会派を解散するときは、会派代表者は会派解散届を議長に提出する。
 - (3) 会派の名称、構成員又は役員を変更するときは、会派代表者は、会派名称変更届、会派構成員変更届又は会派役員変更届を議長に提出する。
 - (4) 会派に入会し、又は退会するときは、議員は、会派所属届又は会派退会届を議長に提出する。
- 6 第6条の議員の政治倫理については、三浦市議会議員政治倫理条例（平成15年三浦市条例第13号）に定める。
- 7 第7条の議員定数については、三浦市議会議員定数条例（平成14年三浦市条例第24号）に定める。
- 8 第8条の議員報酬については、三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年三浦市条例第13号）及び三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例（令和2年三浦市条例第21号）に定める。
- 9 第9条第3項の全員協議会については、三浦市議会会議規則第160条及び三浦市議会全員協議会規程に定める。

第4章 議会と行政に関すること

- 1 第10条第2項の質疑及び質問の方法については、次のとおりとする。
 - (1) 質疑及び質問の方式は、議員個人が一括又は一問一答のいずれかを選択し、発言通告書に記載する。
 - (2) 質疑等（議員が行う質疑又は質問及び市長等が当該質疑又は質問に対し行う答弁をいう。以下同じ。）の場所は、次の表の左欄の区分

及び質疑等を行う者の区分に応じ同表の右欄に掲げるとおりとする。
ただし、議長が必要と認める場合は、この限りでない。

		議員	市長等
質疑	一括	演壇	演壇
	一問一答	質問席	自席
質問		質問席	自席

- (3) 質疑等の時間は、2時間以内とする。
- (4) 一問一答の方式による場合は、議員は、発言通告書の質疑又は質問の要旨について、詳細な記載に努めなければならない。
- 2 第10条第3項の市長が行う反問については、次のとおりとする。
- (1) 反問は、本会議における一般質問に対して行うことができる。
- (2) 反問の範囲は、質問の趣旨の確認までとする。
- (3) 議長は、反問の内容がその範囲を超えると認めるときは、注意し、なお従わない場合は反問を中止することができる。
- (4) 議員は、反問に対して答弁しなければならない。
- (5) 反問及び反問に対する答弁に要する時間は、質問時間に含める。
- (6) 一括方式により質問を行う場合は、反問に対する答弁は質問回数に数えない。
- 3 第10条第4項により行う資料の要求については、次のとおりとする。
- (1) 議員が資料の提供を求める場合は、文書により、議長を通じて行う。
- (2) 資料の提出期日は、議員が要求した日から起算して10日以降とし、当該日が閉庁日の場合は、翌日とする。
- 4 第11条の議決事件は、次のとおりとする。
- (1) 「三浦市総合計画」の基本構想及び基本計画
- (2) 三浦市都市計画マスタープラン
- 5 第12条第3項の予算及び決算に係る説明資料は、議会報告会で用いる資料に資するものとしても作成、提供するよう求めるものとする。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備に関すること

第14条第1項の議会図書室及び第2項の市民等の利用については、三浦市議会図書室規程（平成26年三浦市議会告示甲第5号）により適正な管理、運

用を行う。

第6章 条例の見直し、検討等に関すること

第17条第4項の条例の理念及び規定内容の確認を行う機会は、議会運営委員長が設ける。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年12月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年12月16日から施行する